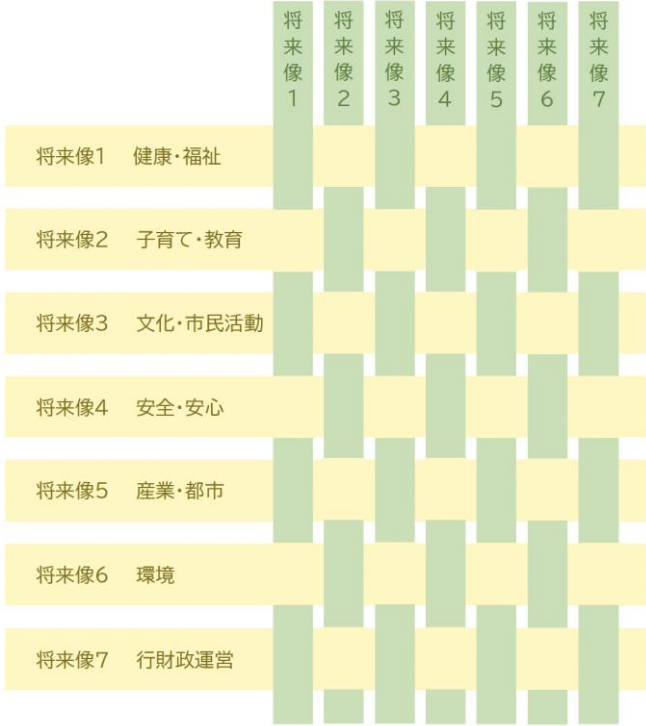


変 更 後	変 更 前
1. 略 2. 中心市街地の位置及び区域 [1] ～ [2] 略 [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明 第3号要件 ●第6次茨木市総合計画との整合  図 2-12 第6次茨木市総合計画におけるまちの将来像	1. 略 2. 中心市街地の位置及び区域 [1] ～ [2] 略 [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明 第3号要件 ●第6次茨木市総合計画との整合  図 2-12 第6次茨木市総合計画におけるまちの将来像 ※第6次茨木市総合計画は令和6年10月時点では策定中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

●茨木市都市計画マスタープランとの整合



図 2-13 茨木市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

●茨木市都市計画マスタープランとの整合



図 2-13 茨木市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

■分野別の都市づくりの方針における中心市街地の位置付け（要約）

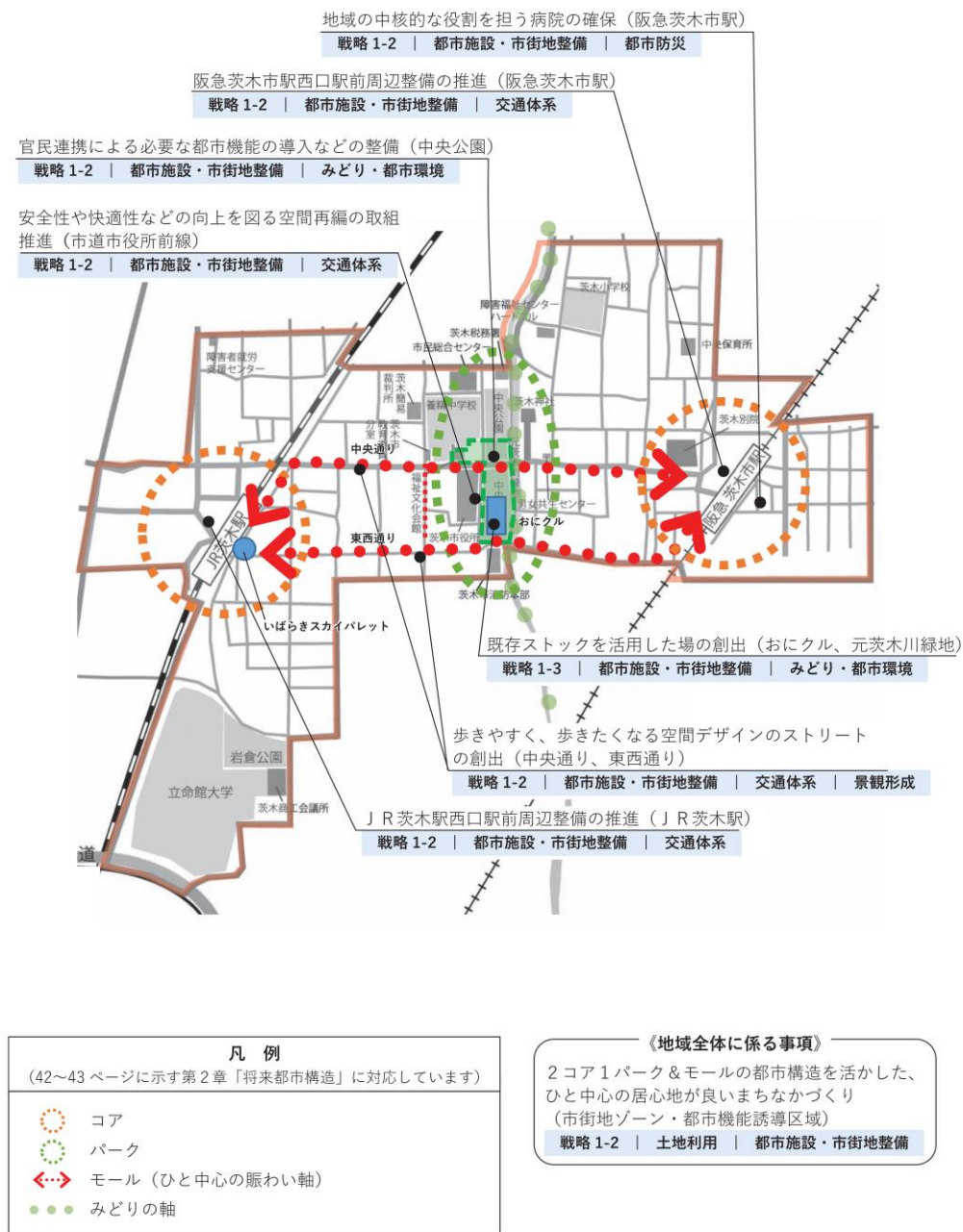


図 2-14 地域づくりの方針～中心市街地～（抜粋）

3. 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ② 略

■分野別の都市づくりの方針における中心市街地の位置付け（要約）

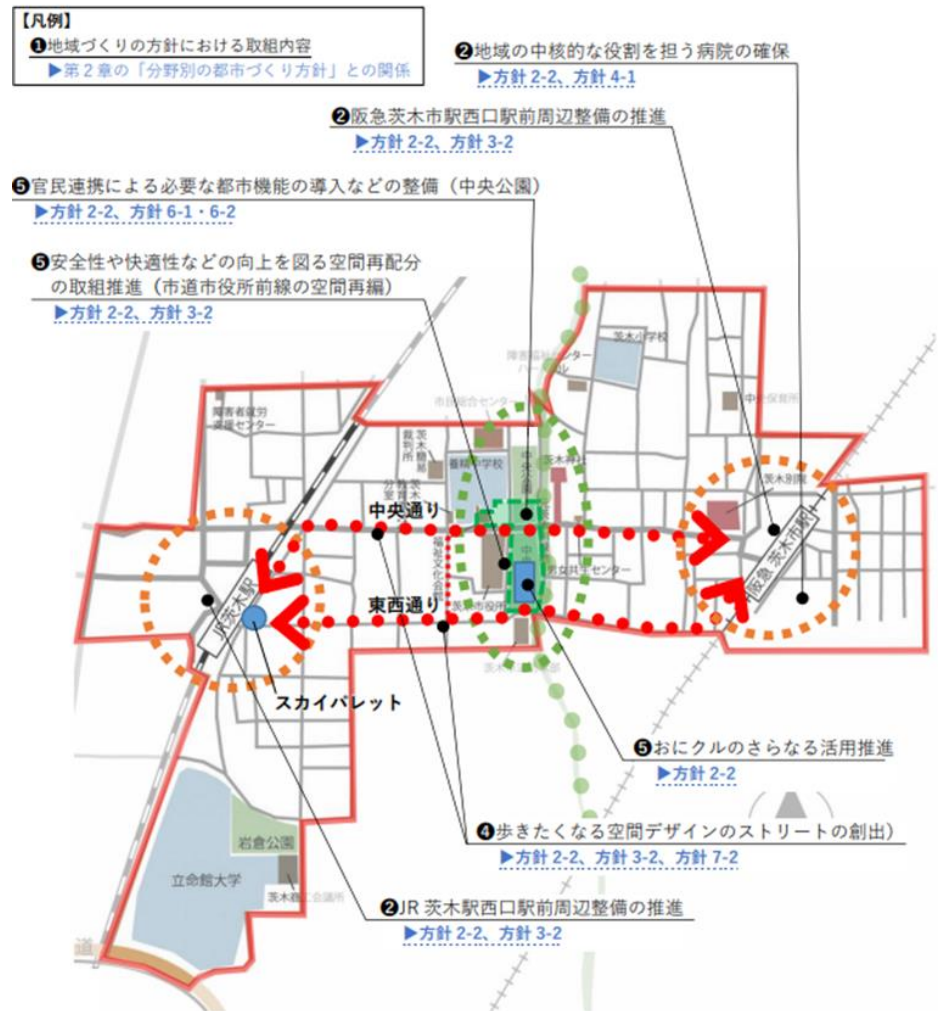


図 2-14 地域づくりの方針～中心市街地～（抜粋）

※茨木市都市計画マスタープランについては令和 6 年 10 月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

3. 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業			
【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

略

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 J R 茨木駅西口再整備検討事業			
【事業実施時期】		平成 27 年度～	
【実施主体】		茨木市（ まちなか整備課 ）	
【事業内容】		J R 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導	
【目標指標】		平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数	
【活性化に資する理由】		J R 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業			
【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

略

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 J R 茨木駅西口再整備検討事業			
【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	J R 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	J R 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

略

【事業名】本町駐輪場整備事業			
【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ） / F I Cベース株式会社		
【事業内容】	本町商店街内にある買物客用自転車駐車場として利用されている市有地について、商店街との連携によりイベントスペースとしての活用、駐輪区画・休憩スペースの再整備や効率的な管理運営方法の検討等を行うことにより、市民が買物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、多世代が訪れ、利用したくなる新たな魅力と滞在・活動の場の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本町駐輪場の利便性向上と新たな魅力の創出により、商店街の多世代の来街及び回遊を促進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

５．～６． 略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- 〔１〕略
- 〔２〕具体的事業の内容
- （１）略

【事業名】本町駐輪場整備事業			
【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / ＦＩＣベース株式会社		
【事業内容】	本町商店街内にある買物客用自転車駐車場として利用されている市有地について、商店街との連携によりイベントスペースとしての活用、駐輪区画・休憩スペースの再整備や効率的な管理運営方法の検討等を行うことにより、市民が買物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、多世代が訪れ、利用したくなる新たな魅力と滞在・活動の場の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本町駐輪場の利便性向上と新たな魅力の創出により、商店街の多世代の来街及び回遊を促進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

５．～６． 略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- 〔１〕略
- 〔２〕具体的事業の内容
- （１）略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】商店街ホリデーマーケット事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ） / F I Cベース株式会社 / 事業者ほか		
【事業内容】	中心市街地内の商店街の店舗前空地や買物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を年1、2回程度行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成と市民等の滞在・活動の場の創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】公共空間活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ） / F I Cベース株式会社 / 市民・学生ほか		
【事業内容】	元茨木川緑地やおにクル、中央公園、商店街駐輪場等の公共空間を活用し、まちづくり会社が定期的に蚤の市等のイベントを実施するとともに、活動したい市民や学生等と関係機関をつなぎ、手続き等をサポートすることにより、多様な主体による中心市街地内の公共空間の活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちなかの公園や広場、緑地等の利活用について市民等に提案することにより、多様な主体による公共空間活用や共創のまちづくりの実現を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】商店街ホリデーマーケット事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / F I Cベース株式会社 / 事業者ほか		
【事業内容】	中心市街地内の商店街の店舗前空地や買物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を年1、2回程度行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成と市民等の滞在・活動の場の創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】公共空間活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / F I Cベース株式会社 / 市民・学生ほか		
【事業内容】	元茨木川緑地やおにクル、中央公園、商店街駐輪場等の公共空間を活用し、まちづくり会社が定期的に蚤の市等のイベントを実施するとともに、活動したい市民や学生等と関係機関をつなぎ、手続き等をサポートすることにより、多様な主体による中心市街地内の公共空間の活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちなかの公園や広場、緑地等の利活用について市民等に提案することにより、多様な主体による公共空間活用や共創のまちづくりの実現を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】まちづくり会社運営支援事業			
【事業実施時期】	令和元年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ）		
【事業内容】	まちづくり会社が行う中心市街地の魅力向上やにぎわい創出に向けた各種事業に対する補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちづくり会社が行う賑わいの創出や魅力向上に向けた経費等を支援することにより、中心市街地の活性化を効率的かつ実効的に推進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

略

(2) ②～（4） 略

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕 略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) ～（2）② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】ＪＲ茨木駅西口エスカレーター設置事業			
【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ）		
【事業内容】	ＪＲ茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ＪＲ茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中心支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】まちづくり会社運営支援事業			
【事業実施時期】	令和元年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（ 市街地新生課 ）		
【事業内容】	まちづくり会社が行う中心市街地の魅力向上やにぎわい創出に向けた各種事業に対する補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちづくり会社が行う賑わいの創出や魅力向上に向けた経費等を支援することにより、中心市街地の活性化を効率的かつ実効的に推進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

略

(2) ②～（4） 略

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕 略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) ～（2）② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】ＪＲ茨木駅西口エスカレーター設置事業			
【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	茨木市（ 市街地新生課 ）		
【事業内容】	ＪＲ茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ＪＲ茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中心支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

略

【事業名】阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業（再掲）			
【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（ まちなか整備課 ）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（４）国の支援措置がないその他の事業

【事業名】ＪＲ茨木駅西口再整備検討事業（再掲）			
【事業実施時期】		平成 27 年度～	
【実施主体】		茨木市（ <u>まちなか整備課</u> ）	
【事業内容】		ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導	
【目標指標】		平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数	
【活性化に資する理由】		ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 〔 1 〕市町村の推進体制の整備等

略

【事業名】阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業（再掲）			
【事業実施時期】		令和9年度～令和10年度	
【実施主体】		茨木市（市街地新生課）	
【事業内容】		阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現	
【目標指標】		平日昼間の歩行者通行量	
【活性化に資する理由】		市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業	
【支援措置実施時期】		令和9年度～令和10年度	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			

（４）国の支援措置がないその他の事業

【事業名】ＪＲ茨木駅西口再整備検討事業（再掲）			
【事業実施時期】		平成 27 年度～	
【実施主体】		茨木市（市街地新生課）	
【事業内容】		ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導	
【目標指標】		平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数	
【活性化に資する理由】		ＪＲ茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 〔 1 〕市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内連絡会議の開催状況

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属		役職
1	副市長		
2	総務部		部長
3	企画財政部		部長
4	市民文化部		部長
5	福祉部		部長
6	健康医療部		部長
7	こども育成部		部長
8	産業環境部		部長
9	都市整備部		部長
10	建設部		部長
11	教育委員会 教育総務部		部長
12	総務部	総務課	課長
13	企画財政部	政策企画課	課長
14		財政課	課長
15		まち魅力発信課	課長
16	市民文化部	地域コミュニティ課	課長
17		共創推進課	課長
18		文化振興課	課長
19		スポーツ推進課	課長
20	福祉部	地域福祉課	課長
21	健康医療部	医療政策課	課長
22	こども育成部	こども政策課	課長
23		保育幼稚園総務課	課長
24		保育幼稚園事業課	課長
25	産業環境部	商工労政課	課長
26		環境政策課	課長
27	都市整備部	都市政策課	課長
28		居住政策課	課長
29		審査指導課	課長
30	建設部	まちなか整備課	課長
31		建設管理課	課長
32		交通政策課	課長
33		道路課	課長
34	教育委員会 教育総務部	公園緑地課	課長
35		教育政策課	課長
36		社会教育振興課	課長
37	歴史文化財課		課長

(令和7年4月現在)

(1) 庁内連絡会議の開催状況

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属		役職
1	副市長		
2	総務部		部長
3	企画財政部		部長
4	市民文化部		部長
5	福祉部		部長
6	健康医療部		部長
7	こども育成部		部長
8	産業環境部		部長
9	都市整備部		部長
10	建設部		部長
11	教育委員会 教育総務部		部長
12	総務部	総務課	課長
13	企画財政部	政策企画課	課長
14		財政課	課長
15		財産活用課	課長
16	市民文化部	まち魅力発信課	課長
17		地域コミュニティ課	課長
18		共創推進課	課長
19		文化振興課	課長
20	福祉部	スポーツ推進課	課長
21		地域福祉課	課長
22	健康医療部	医療政策課	課長
23	こども育成部	こども政策課	課長
24		保育幼稚園総務課	課長
25		保育幼稚園事業課	課長
26	産業環境部	商工労政課	課長
27		環境政策課	課長
28	都市整備部	都市政策課	課長
29		居住政策課	課長
30		審査指導課	課長
31	建設部	市街地新生課	課長
32		建設管理課	課長
33		交通政策課	課長
34		道路課	課長
35	教育委員会 教育総務部	公園緑地課	課長
36		教育政策課	課長
37		社会教育振興課	課長
38	歴史文化財課		課長

(令和6年7月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		まち魅力発信課	課長
5	市民文化部	共創推進課	課長
6		文化振興課	課長
7	健康医療部	医療政策課	課長
8	産業環境部	商工労政課	課長
9	都市整備部	都市政策課	課長
10		居住政策課	課長
11		まちなか整備課	課長
12	建設部	建設管理課	課長
13		交通政策課	課長
14		道路課	課長
15		公園緑地課	課長

(令和7年4月現在)

(2) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
略	略	略
第21回	令和6年 9月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換・ 市民アンケート調査結果の報告 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見 書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコ メント実施について
第22回	令和7年 5月1日	・基本計画の最終フォローアップに関する報告について ・第2期茨木市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定取 得について

(3) ～ (5) 略

[3] 略

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		財産活用課	課長
5		まち魅力発信課	課長
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	健康医療部	医療政策課	課長
9	産業環境部	商工労政課	課長
10	都市整備部	都市政策課	課長
11		居住政策課	課長
12		市街地新生課	課長
13	建設部	建設管理課	課長
14		交通政策課	課長
15		道路課	課長
16		公園緑地課	課長

(令和6年7月現在)

(2) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
略	略	略
第21回	令和6年 9月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換・ 市民アンケート調査結果の報告 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見 書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコ メント実施について

(3) ～ (5) 略

[3] 略

1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方



図 10-1 本市が目指す暮らしやすさのイメージ

1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方



図 10-1 めざす暮らしのイメージ

■都市づくり戦略（戦略1「山」と「まち」を活かす・つなぐ）における
中心市街地（まちなか）を活かす戦略（抜粋）

●2コア1パーク&モールの都市構造を活かした、ひと中心のまちなかづくり

- ・市の中心部には、人々が集まり、広域の交通アクセスを担う2つの駅「2コア」が東西に位置し、それらを結ぶ2つの通り「モール」があり、その中間地点には、大きな公園や緑地帯「1パーク」があります。
- ・2つの駅間が広く、中間にゆとりあるみどりの空間があることで、歩きやすく、過ごしやすい魅力的なエリアになるポテンシャルがあります。
- ・このポテンシャルのある都市構造を「2コア1パーク&モール」と捉え、面的な視点で捉えて必要な都市機能を誘導し、相乗効果のあるまちづくりを推進していきます。
- ・おにクルの開館で見られるようになった、多様な人々が大小さまざまな「場」で、くつろいだり、チャレンジしたり、出会ったりと、思い思いの「活動」が日常的に繰り広げられるような「景色」が生まれる「ひと中心の居心地がよいまちなか」への共感を広げていきます。



土地利用 | 都市施設・市街地整備

●駅前ならではの質の高い都市機能の誘導（2コア）

- ・JR茨木駅と阪急茨木駅の周辺エリアでは、市民のニーズや生活利便に応える多様な施設機能を組み合わせることで、駅利用者のほか、市民の定期的な来訪の増加を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、安全で居心地のよいひと中心の空間づくりを行っていくことで、周辺エリアの魅力と回遊性を高めていきます。
- ・阪急茨木駅周辺においては、地域の中核的な役割を担う病院の確保に向けた取組を推進していきます。



●既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出（1パーク）

- ・市の中心部に公共空間を集積した「パーク」では、おにクルと広場の活用とともに、中央へと歩いて訪れる目的をつくることで、恒常的な賑わい創出を図っていきます。
- ・また、ワークショップや社会実験などを通じて培われてきた、多様な主体の活動やネットワークを推進力として、エリア全体の活性化につなげていきます。
- ・豊かな緑や桜並木がありゆったり散策できる元茨木川緑地は、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあるため、市の緑の骨格軸として市民ニーズを踏まえた再生を目指し、市民参加のもと「元茨木川緑地リ・デザイン」を推進していきます。



都市施設・市街地整備 | 交通体系 | みどり・都市環境

●2つのコアを結ぶ歩きやすく、歩きたくなる空間デザインのストリートの創出（モール）

- ・中心市街地の東西軸となる2つの通り（中央通り・東西通り）は、歩道が狭く、歩行者と自転車が輻輳するなど車中心の道路となっているのが現状です。この通りを歩きやすく、歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していきます。



都市施設・市街地整備 | 交通体系 | 景観形成

図 10-2 中心市街地(まちなか)を活かす戦略(抜粋)

■都市づくり戦略（戦略1「山」と「まち」を活かす・つなぐ）における
中心市街地（まちなか）を活かす戦略（抜粋）

①2コア1パーク&モールの都市構造を活かした「ひと中心」の居心地がよいまちなか形成

- ・市の中心部（まちなか）は、人々が集まり、広域の交通アクセスを担う2つの駅「2コア」が東西に位置し、それらを結ぶ2つの通り「モール」があり、その中間地点には、大きな公園や緑地帯「1パーク」があります。
- ・2つの駅間が広く、中間にゆとりあるみどりの空間があることで、歩きやすく、過ごしやすい魅力的なエリアになるポテンシャルがあります。
- ・このポテンシャルのある都市構造を「2コア1パーク&モール」と捉え、面的な視点で捉えて必要な都市機能を誘導し、相乗効果のあるまちづくりを推進していきます。
- ・おにクルの開館で見られるようになった、多様な“人々”が大小さまざまな“場”で、くつろいだり、チャレンジしたり、出会ったりと、思い思いの“活動”が日常的に繰り広げられるような“景色”が生まれるような「ひと中心のまちなか」への共感を広げていきます。



▶都市施設・市街地整備の方針2-1 ▶土地利用の方針1-2

②駅前ならではの質の高い都市機能の誘導（2コア）

- ・2つの駅周辺エリアでは、市民のニーズや生活利便に応える多様な施設機能を組み合わせることで、市民の定期的な来訪の増加を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、安全で居心地のよい空間づくりを行っていくことで、周辺エリアの魅力と回遊性を高めていきます。
- ・阪急茨木駅周辺においては、中核的な役割を担う病院の確保に向けた取組を推進していきます。



▶土地利用の方針1-2 ▶都市施設・市街地整備の方針2-2
▶交通体系の方針3-2 ▶都市防災の方針4-1

③既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出（1パーク）

- ・中心市街地の真ん中に公共空間を集積した「パーク」では、おにクルと広場の活用とともに、中央へと歩いて訪れる目的をつくることで、恒常的な賑わい創出を図っていきます。
- ・また、数々の社会実験を通じて培われてきた、多様な主体の活動やネットワークを推進力として、エリア全体の活性化につなげていきます。
- ・豊かな緑や桜並木がありゆったり散策できる元茨木川緑地は、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあるため、この再生を目指して「元茨木川緑地リ・デザイン」を推進しています。



▶土地利用の方針1-2 ▶都市施設・市街地整備の方針2-1、2-2
▶みどり・都市環境の方針6-1

④2つのコアを結ぶ歩きたくなる空間デザインのストリートの創出（モール）

- ・中心市街地の東西軸となる2つの通りは、歩道が狭く、自動車中心の道路となっているのが現状です。この通りを歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していきます。



▶土地利用の方針1-2 ▶都市施設・市街地整備の方針2-2
▶交通体系の方針3-2 ▶景観形成の方針7-2

図 10-2 中心市街地(まちなか)を活かす戦略(抜粋)

※茨木市都市計画マスタープランについては令和6年10月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

●茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定・令和 7 年 3 月一部変更）

[2] ～ [4] 略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 都市計画との調和

(1) 第 6 次茨木市総合計画（令和 7 年 3 月策定）との整合性

(2) 茨木市都市計画マスタープラン（令和 7 年 3 月）との整合性



図 11-1 茨木市都市計画マスタープランにおける地域区分

(3) 茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月・令和 7 年 3 月一部変更）との整合性

(4) 第 4 期茨木市産業振興アクションプラン（令和 7 年 3 月）との整合性

茨木市産業振興アクションプランでは、総合計画における「事業活動の支援」、「事業者の創出や成長促進」、「観光の振興」の 3 つの取組みに対し、本プランで実施する基本計画を設定しており、この内、特に重点的にと取り組むものを重点取組と位置付けている。重点取組の一つである「創業支援」では、従来の創業支援施策に引き続き取り組んでいくほか、潜在的創業者の発掘やターゲットに応じた創業支援、創業者のコミュニティづくりなど、市全体として幅広い層が創業しやすい環境の整備を進めていくほか、創業後もアウトリーチ等の方法により、継続して支援を

●茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）

[2] ～ [4] 略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 都市計画との調和

(1) 第 6 次茨木市総合計画（令和 7 年 3 月策定予定）との整合性

(2) 茨木市都市計画マスタープラン（令和 7 年 3 月）との整合性



図 11-1 茨木市都市計画マスタープランにおける地域区分

※茨木市都市計画マスタープランについては令和 6 年 10 月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

(3) 茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）との整合性

(4) 第 3 期茨木市産業振興アクションプラン（令和 4 年 3 月）との整合性

茨木市産業振興アクションプランにおいては、「商業の活性化」、「企業活動への支援」、「地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成」の 3 つが基本的な取組として示されている。この中で、中心市街地に関しては、「商業の活性化」の目指すべき姿として、商店街が、利便性が高く居心地の良い場となり、大型ショッピングセンターと共生していること、また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっていることが示されており、本計画の将来像とも合致している。また、基本的な取組として、商店街振興

施していくものであり、本計画と整合が図られている。

表 11-2 茨木市産業振興アクションプランにおける事業者の創出や成長促進に向けた基本的な取組

(2) 総合計画「5-2-3 事業者の創出や成長促進」に基づく取組

【めざすべき姿】

創業希望者の支援や産学連携・事業者連携の推進により、多様なビジネスへのチャレンジや創業者の増加、付加価値の創出など、地域産業の新陳代謝が促進されています。

【取り組むこと】（本プランにおける【基本取組】）

商工会議所、金融機関、大学など、地域の主体と連携し、創業や新事業展開へのチャレンジを支援します。

【本プランで重点的に取り組むこと】

創業にかかる相談件数は増加傾向にあり、引き続き創業支援に取り組むとともに、事業者の交流の場や創業後の継続的な支援が必要なこと、また大学が多いという本市のポテンシャルを活かし、事業者と大学・学生の交流を促進し、様々な連携・「共創」の取組を進めることが重要であることから、「創業支援」「産学連携の取組」を重点取組として実施します。

基本取組	内 容
創業支援★ （重点取組）	従来の創業支援施策に引き続き取り組んでいくほか、潜在的創業者の発掘やターゲットに応じた創業支援、創業者のコミュニティづくりなど、市全体として幅広い層が創業しやすい環境の整備を進めていきます。また、創業後もアウトリーチ等の方法により、継続して支援を実施します。
企業立地支援	高い交通利便性やライフサイエンス産業の集積など、企業活動に優位な本市の特性を活かし、新たな企業の立地を促進することで、地域経済の活性化と雇用の拡大をめざします。
新商品開発・ 新事業展開	補助金等の支援を充実させることにより、事業者が新たな取組にチャレンジできる環境を整え、事業拡大や利益の増加といった事業活動の活性化を支援します。
産学連携の 推進★ （重点取組）	従来の産学連携交流サロン、産学連携スタートアップ支援事業補助金等の支援制度の認知度を高め、活用する層の拡大を図るとともに、市内大学の学生が新たにチャレンジする場の創出や、市内事業者との連携を促す新たな取組を模索していきます。

(5) 茨木市総合交通戦略（令和7年3月改定）との整合性

茨木市にふさわしい交通のあり方について検討し、概ね 20 年間で達成すべき目標や施策の方向性について定めた茨木市総合交通戦略は、改定にあたり、あらためて達成すべき目標を定め、短期及び中期で実施する交通施策をとりまとめた。本戦略では、将来像の実現と交通の課題を踏まえ、将来の交通体系づくりの基本理念を“地域特性を活かし、「住みやすい・移動しやすい」と実感できる交通体系づくり”とし、この基本理念に基づく施策を進めるため、「1. 公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築」、「2. 多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築」、「3. 社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築」の3つを基本方針として定めている。

中心市街地については、基本方針「2. 多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築」、テーマ⑥「中心部での回遊性の高い魅力的な歩行空間の創出」において、市中心部では不要な自動車交通の流入を抑制し、人が中心の歩いて楽しいまちの形成に寄与する歩行者優先の道路空間を整備するとともに、公共空間の利用と中心市街地活性化施策が一体となったにぎわいを創出することで、心地よく回遊できる道路空間を形成することを将来目標と位置付けた。

具体的な施策としては、「中心部での回遊性の高い魅力的な歩行空間の創出」に向けて、道路空間の再配分や無電柱化の推進により、ＪＲ茨木駅～阪急茨木市駅間において回遊性が高く賑わいやうるおいある空間の創出を図るなど

に向けた支援や駅前商業の活性化に向けた支援、活気ある店舗の創出支援の取組が位置づけられており、本計画との整合は図られている。

表 11-2 茨木市産業振興アクションプランにおける商業による賑わいの創出に向けた基本的な取組

○商業によるにぎわいの創出

基本的な取組	説明
商店街振興に向けた支援	地域住民の生活を支え、利便性の向上やまちのにぎわい創出などに取組む商業団体の取組を支援します。
駅前商業の活性化に向けた支援	まちづくり会社をはじめ、様々な主体と連携し、市民会館跡地の活用や駅前再整備といった新たなまちづくりの動きとも連動した商業の活性化に取り組みます。
活気ある店舗の創出支援	集客力のある魅力的な店舗の創出・継続に向けて、新規出店や事業承継などを支援し、産業の新陳代謝を促進します。

(5) 茨木市総合交通戦略（平成26年3月策定・平成31年3月中間見直し）との整合性

茨木市にふさわしい交通のあり方について検討し、概ね 20 年間で達成すべき目標や施策の方向性について定める茨木市総合交通戦略では、将来の交通体系づくりの基本理念として「地域特性を活かし、「住みやすい・移動しやすい」と実感できる交通体系づくり」を定め、基本理念に基づく施策を進めるための基本方針として、「1. 自動車に過度に依存しない、人と環境にやさしく安全な交通環境の構築」、「2. 多様な都市活動を支え、利用しやすい交通環境の構築」「3. まちの魅力を高める交通環境の構築」の3つを定めている。

中心市街地については、基本方針「3. まちの魅力を高める交通環境の構築」に基づく取組として、人が集中する中心部においては通過交通が抑制され、活性化施策と一体となって市民や茨木市を訪れる人が心地よく回遊できる交通環境を構築するための施策を推進することとしている。また、交通に対する利用者のマナーや意識の向上と一体となり、市民が快適に移動できる交通環境を構築するための施策を推進することを位置付けている。

具体的な施策としては、「中心部での回遊性の高い空間の創出」に向けて、「歩行スペースの拡大、自転車と歩行者の分離を目的とした道路空間の再配分の検討」、「中心市街地の活力創出に向けたＪＲ茨木駅～阪急茨木市駅間の一方通行化」や、「利用者マナー・意識の向上」に向けた「モビリティ・マネジメントの推進」や「歩行者・自転車・自動車利用者の交通ルール・マナーの啓発」を位置付けている。

各種取組を推進する。

[2] 略

1 2 . 略

[2] 略

1 2 . 略